

「くじ引き、射的、すくい等の射幸心をあおる行為での出店」について

2025 かしわざき風の陣実行委員会

以下の行為は、射幸心をあおる行為とみなします。当日、以下の行為を許可なくしていた場合は、その場で退去していただき、出店料の返金もいたしません。

- ① くじ引き
- ② 射的等のまとあて
- ③ ○○すくい
- ④ ガチャガチャ
- ⑤ 福袋

※おもちゃ、アクセサリ、洋服などすべての物品が対象です。

※2025年3月末時点での内容です。今後変更や追加になる場合もあります。